

# 広島県から移譲された事務

平成22年4月現在

広島県の事務・権限の一部が、「廿日市市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わりました。

| 区分       | No.             | 移譲項目  | 移譲事務   | 移譲年度                          | 廿日市市                                  |
|----------|-----------------|---|--|-------------------------------|---------------------------------------|
|          |                 |   |  |                               | 「事務の担当窓口」                             |
| 地域福祉サービス | 2               | 児童福祉に関する事務  | ○特別児童扶養手当の認定等に関する事務  | 平成20年4月                       | 福祉保健部障害福祉課<br>電話：0829-30-9152         |
|          |                 |   | ○児童自立生活援助事業の届出受付等に関する事務  | 平成20年4月                       |                                       |
|          | 3               | 障害者福祉に関する事務   | ○身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談の実施  | 平成19年4月                       | 福祉保健部障害福祉課<br>電話：0829-30-9152         |
|          |                 |   | ○身体障害者手帳の認定交付事務  | 平成20年4月                       |                                       |
|          |                 |   | ○身体障害者生活訓練等事業等の届出受付等に関する事務   | 平成20年4月                       |                                       |
|          |                 |   | ○心身障害者扶養共済制度の届出受付等に関する事務(加入等申込書、年金給付請求書などの受付)  | 平成20年4月                       |                                       |
|          | 4               | 障害者自立支援に関する事務   | ○指定障害福祉サービス事業者・指定相談支援事業者の指定・指導監督等に関する事務(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助のみ)           | 平成20年4月                       | 福祉保健部障害福祉課<br>電話：0829-30-9152         |
|          |                 |   | ○障害福祉サービス事業・相談支援事業・移動支援事業等の届出受付等に関する事務(障害福祉サービス事業は居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助のみ) | 平成20年4月                       |                                       |
|          | 6               | 原爆被爆者の援護に関する事務  | ○原子爆弾被爆者の保健指導、各種相談の実施  | 平成20年4月                       | 廿日市市保健センター(あいプラザ内)<br>電話：0829-20-1610 |
|          |                 |   | ○原子爆弾被爆者の健康診断の実施   | 平成20年4月                       | 福祉保健部保険課<br>電話：0829-30-9160           |
|          | 8               | 青少年の育成に関する事務  | ○青少年の健全育成に関する事務(図書類の自動販売機設置届出受付等)  | 平成19年4月                       | 教育委員会教育部生涯学習課<br>電話：0829-30-9203      |
| 10       | 民間協力・人材育成に関する事務 | ○民生委員・児童委員に関する事務(民生・児童委員の指揮監督など)  | 平成20年4月  | 福祉保健部社会課<br>電話：0829-30-9150   |                                       |
| 11       | 福祉事業等に関する事務     | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務(生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品等を与え、又は相談に応ずる事業<1号事業>)                          | 平成20年4月  | 福祉保健部社会課<br>電話：0829-30-9151   |                                       |
|          |                 | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務(児童の福祉の増進について相談に応ずる事業<2号事業>)(母子福祉施設を運営する事業<3号事業>)                           | 平成20年4月  | 福祉保健部児童課<br>電話：0829-30-9153   |                                       |
|          |                 | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務(老人福祉センターを運営する事業<4号事業>)   | 平成20年4月  | 福祉保健部高齢介護課<br>電話：0829-30-9155 |                                       |
|          |                 | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務(手話通訳事業、身体障害者福祉センター等を運営する事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業<5号事業>)(知的障害者の更生相談に応ずる事業<6号事業>) | 平成20年4月  | 福祉保健部障害福祉課<br>電話：0829-30-9152 |                                       |

広島県の事務・権限の一部が、「廿日市市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わりました。

|          |    |   |   |                                    |   |
|----------|----|---|---|------------------------------------|---|
| 地域福祉サービス |    | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務<br>(生計困難者のために無料又は低額な料金を簡易住宅の貸付等を行う事業<8号事業>)<br>(生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業<9号事業>)<br>(福祉サービス利用援助事業<12号事業>) | 平成20年4月   | 福祉保健部社会課<br>電話:0829-30-9151        |   |
|          |    | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務<br>(隣保事業<11号事業>)   | 平成20年4月   | 自治振興部人権・男女共同推進課<br>電話:0829-30-9136 |   |
|          |    | ○第二種社会福祉事業の届出受付等に関する事務<br>(放課後児童健全育成事業)   | 平成20年4月   | 福祉保健部児童課<br>電話:0829-30-9153        |   |
|          |    | ○保護施設の設置認可等に関する事務   | 平成20年4月   | 福祉保健部社会課<br>電話:0829-30-9151        |   |
|          |    | ○社会福祉法人の設置認可等・指導監督に関する事務<br>(第二種社会福祉事業のみを行う法人及び保護施設を経営する法人)   | 平成20年4月   | 福祉保健部社会課<br>電話:0829-30-9150        |   |
|          |    | ○児童福祉施設の設置認可等・指導監督に関する事務<br>(助産施設, 保育所[認可外を含む], 児童厚生施設, 児童家庭支援センター, 母子生活支援施設(指導監督のみ))   | 平成20年4月   | 福祉保健部児童課<br>電話:0829-30-9153・9154   |   |
|          | 28 | 母子保健に関する事務  | ○低体重児の届出受付, 未熟児の訪問指導等に関する事務   | 平成20年4月                            | 廿日市市保健センター<br>(あいプラザ内)<br>電話:0829-20-1610 |
|          |    |   | ○養育医療の給付決定等に関する事務   | 平成20年4月                            | 福祉保健部保険課<br>電話:0829-30-9160               |
|          | 29 | 生活衛生に関する事務  | ○生活衛生営業に関する事務<br>(旅館業法, 公衆浴場法, 興行場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法)  | 平成20年4月                            | 環境産業部環境政策課<br>電話:0829-30-9132             |
|          |    |   | ○建築物の衛生的環境の確保に関する事務   | 平成20年4月                            |   |
|          |    |   | ○温泉に関する事務<br>(公共の浴用, 飲用に供する許可など)  | 平成20年4月                            |   |
|          |    |   | ○家庭用品の衛生に関する事務  | 平成20年4月                            |   |
|          |    |   | ○水道に関する事務<br>(専用水道, 簡易専用水道)   | 平成20年4月                            |   |
|          |    |   | ○墓地埋葬等に関する事務  | 平成19年4月                            |   |
|          | 30 | 医療等従事者に関する事務  | ○医療従事者免許の申請受付等に関する事務<br>(医師, 歯科医師, 薬剤師, 歯科技工士, 診療放射線技師, 理学療法士, 作業療法士, 視能訓練士, 保健師, 助産師, 看護師, 准看護師, 臨床検査技師, 衛生検査技師免許の申請受付等) | 平成19年4月                            | 廿日市市保健センター<br>(あいプラザ内)<br>電話:0829-20-1610 |
|          |    |   | ○医療従事者の業務従事者届出の受付に関する事務<br>(歯科技工士, 歯科衛生士, 保健師, 助産師, 看護師, 准看護師の届出受付)   | 平成19年4月                            |   |
|          |    |   | ○栄養士, 調理師免許の申請受付等に関する事務<br>(栄養士, 管理栄養士, 調理師免許の申請, 調理師の受験願書受付等)  | 平成19年4月                            |   |
|          |    |   | ○製菓衛生師免許の申請受付等に関する事務<br>(免許の申請, 受験願書の受付等)   | 平成19年4月                            |   |
|          |    |   | ○クリーニング師免許の申請受付等に関する事務<br>(免許の申請, 受験願書の受付等)   | 平成19年4月                            |   |

広島県の事務・権限の一部が、「廿日市市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わりました。

|         |              |   |   |                                |   |
|---------|--------------|---|---|--------------------------------|---|
| 事業活動の規制 | 31           | 採石業に関する事務   | ○採石法の採取計画の認可に関する事務<br>(採取計画の認可, 変更認可, 廃止届受理など)  | 平成20年4月                        | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9148  |
|         | 32           | 砂利採取業に関する事務   | ○砂利採取法の採取計画の認可に関する事務<br>(採取計画の認可, 変更認可, 廃止届受理など)  | 平成20年4月                        | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9148  |
|         | 33           | 危険物取扱に関する事務   | ○火薬類取締法に関する事務<br>(火薬類の製造・販売営業の許可など)   | 平成20年4月                        | 【吉和地域以外】<br>消防本部予防課<br>電話: 0829-30-9232<br>【吉和地域】<br>広島市安佐北消防署予防課<br>電話: 082-814-4795<br>広島市安佐北消防署<br>安芸太田出張所<br>電話(FAX兼): 0826-32-2011 |
|         |              |   | ○高圧ガス保安法に関する事務<br>(高圧ガスの製造, 貯蔵所の許可・届出受付など)  | 平成20年4月                        | 【吉和地域以外】<br>消防本部予防課<br>電話: 0829-30-9232<br>【吉和地域】<br>広島市消防局予防部指導課<br>電話: 082-546-3482   |
|         | 34           | 商工業に関する事務   | ○商工会議所法に関する事務<br>(定款変更の認可, 負担金賦課の許可等)   | 平成19年4月                        | 環境産業部商工労政課<br>電話: 0829-30-9140  |
|         |              |   | ○商工会法に関する事務<br>(定款変更の認可, 設立認可等)   | 平成19年4月                        |   |
|         |              |   | ○大規模小売店舗立地法に関する事務<br>(新設又は変更の届出の受付など)   | 平成20年4月                        |   |
|         |              |   | ○工場立地法に関する事務<br>(新設・変更の届出受理, 地位承継の届出受理等)  | 平成19年4月                        |   |
| 35      | JAS法に関すること   | ○JAS法に関する事務<br>(農林物資の品質表示に係る指示, 立入検査など)                           | 平成20年4月   | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9143 |   |
| 36      | 農薬取締法に関すること  | ○農薬取締法に関する事務<br>(農薬販売者の届出受理, 農薬販売者, 使用者に対する報告命令, 立入検査など)          | 平成20年4月   | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9143 |   |
| 37      | 肥料取締法に関する事務  | ○肥料取締法に関する事務<br>(肥料販売者の販売業務届出受理, 報告徴収, 立入検査など)                    | 平成20年4月   | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9143 |   |
| 39      | 畜産環境保全に関すること | ○畜産環境保全に関する事務<br>(家畜排せつ物法に基づく, 畜産業者に対する指導助言, 勧告命令など)              | 平成20年4月   | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9143 |   |
| 環境保全    | 40           | 公害防止に関する事務  | ○公害防止に関する事務<br>(大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律, ダイオキシン類対策特別措置法, 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する届出受付等) | 平成19年4月                        | 環境産業部環境政策課<br>電話: 0829-30-9132  |
|         | 41           | 廃棄物に関する事務   | ○一般廃棄物処理施設に関する事務<br>(一般廃棄物処理施設の設置許可など)  | 平成20年4月                        | 環境産業部環境政策課<br>電話: 0829-30-9133  |
|         |              |   | ○産業廃棄物の不法投棄等防止に関する事務<br>(通報等により, 不法投棄などを市が了知した場合における現場確認の立入検査)  | 平成20年4月                        |   |
|         | 42           | 生活排水に関する事務  | ○浄化槽に関する事務<br>(設置, 構造等の変更の届出の受付など)  | 平成20年4月                        | 環境産業部環境政策課<br>電話: 0829-30-9132  |
|         | 43           | 野生生物に関する事務  | ○野生生物に関する事務<br>(鳥獣の捕獲, 鳥類の卵の採取等の許可(ツキノワグマ及び希少種を除く, 有害鳥獣の捕獲を目的とするものに限る)など)   | 平成20年4月                        | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9148  |
| 44      | 自然公園に関する事務   | ○自然公園に関する事務<br>(国定公園の特別地域等の禁止行為の許可など)<br>(自然環境保全地域等における禁止行為の許可など) | 平成20年4月   | 環境産業部農林水産課<br>電話: 0829-30-9148 |   |

広島県の事務・権限の一部が、「廿日市市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わりました。

|          |              |   |  |  |                                   |
|----------|--------------|---|--|--|-----------------------------------|
| 都市整備     | 45           | 開発行為等の規制  | ○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事務<br>(開発行為の許可, 都市計画施設等の区域内における建築許可など)<br>(市街地開発事業等予定区域内の建築制限) | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          | 46           | 風致地区内の建築物等の規制   | ○風致地区内の建築等の規制に関する事務<br>(風致地区内における建築物の新築許可など)   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9190 |
|          | 47           | 宅地造成等の規制  | ○宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          |              |   | ○住宅地区改良法に関する事務<br>(改良地区内の建築行為等の許可など)   | 平成20年4月                                |                                   |
|          | 48           | 優良宅地造成等の規制  | ○優良宅地造成の認定, 証明, 証明書交付  | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          | 49           | 土地区画整理事業  | ○土地区画整理事業に関する事務<br>(個人施行者の施行認可, 組合の設立認可など)   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          | 50           | 市街地再開発事業  | ○市街地再開発事業に関する事務<br>(個人施行者の施行認可, 組合の設立認可など)   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          | 51           | 農住組合  | ○農住組合法に関する事務<br>(組合の設立認可など)  | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9194 |
|          | 53           | 屋外広告物   | ○屋外広告物に関する事務<br>(国道・県道の占用に係る広告物等の表示・設置の許可など)   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9190 |
|          | 55           | 建築確認  | ○建築確認<br>(建築物の建築等に関する確認, 検査, 許可など)   | 平成20年4月                                | 建設部都市・建築局建築指導課<br>電話:0829-30-9195 |
| 56       | 建築確認関連事務     | ○建築確認関連事務<br>(浄化槽設置等の届出受理, 変更命令など)<br>(住宅金融支援機構の融資事業等の工事審査)<br>(資材の再資源化等に関する届出の審査など)<br>(建築士の指導等に係る事情聴取及び報告)<br>(優良住宅の申請受理, 審査, 認定) | 平成20年4月  | 建設部都市・建築局建築指導課<br>電話:0829-30-9191・9195 |                                   |
| 57       | 国土利用計画に関する事務 | ○国土利用計画に関する事務<br>(土地売買等の届出に係る意見書作成など)   | 平成21年4月  | 建設部都市・建築局都市計画課<br>電話:0829-30-9190      |                                   |
| 土地利用     | 58           | 農業振興地域の整備に関する事務   | ○農業振興地域の整備に関する事務<br>(農用地区域内の開発許可等)   | 平成19年4月                                | 環境産業部農林水産課<br>電話:0829-30-9143     |
|          | 59           | 林地開発許可に関する事務  | ○林地開発許可に関する事務<br>(地域森林計画対象民有林における開発行為の許可など)  | 平成20年4月                                | 環境産業部農林水産課<br>電話:0829-30-9148     |
|          | 60           | 土砂の適正処理に関する事務   | ○土砂の適正処理に関する事務<br>(2,000㎡以上の土砂埋立行為の許可, 500㎡以上の土砂搬出計画の届出の受付など)                        | 平成20年4月                                | 環境産業部農林水産課<br>電話:0829-30-9148     |
|          | 63           | 農地法に関する事務   | ○農地法に関する事務<br>(農地の所有権移転, 転用の許可等)   | 平成19年4月                                | 農業委員会事務局<br>電話:0829-30-9214       |
| 農林水産業振興等 | 64           | 環境保全型農業の推進に関すること  | ○環境保全型農業の推進に関する事務<br>(導入計画(エコファーマー)申請の受付等)   | 平成19年4月                                | 環境産業部農林水産課<br>電話:0829-30-9143     |
|          |              |   | ○環境保全型農業の推進に関する事務<br>(導入計画(エコファーマー)の認定など)  | 平成20年4月                                |                                   |
|          | 66           | 土地改良区の指導監督  | ○土地改良区の指導監督に関する事務<br>(土地改良区の指導, 土地改良区等が行う土地改良事業の事業施行認可など)                            | 平成20年4月                                | 環境産業部農林水産課<br>電話:0829-30-9143     |

広島県の事務・権限の一部が、「廿日市市」に移譲され、事務の『担当窓口』が変わりました。

|          |     |                |  |                              |                             |
|----------|-----|----------------|--|------------------------------|-----------------------------|
| 生活<br>基盤 | 70  | 道路・街路の整備, 維持修繕 | ○道路の維持修繕<br>(県道(国道に準ずるものを除く)に係る維持修繕)   | 平成20年6月                      | 建設部維持管理課<br>電話:0829-30-9192 |
|          |     |                | ○県道に係る単県道路改良事業   | 平成20年4月                      | 建設部施設整備課<br>電話:0829-30-9172 |
|          | 72  | 河川の整備, 維持及び管理  | ○市の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕<br>(県との協議に基づき実施する河川の堆積土除去・護岸修繕工事)                          | 平成20年4月                      | 建設部維持管理課<br>電話:0829-30-9192 |
|          |     |                | ○市の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施  | 平成20年4月                      | 建設部施設整備課<br>電話:0829-30-9181 |
|          | 73  | 砂防, 急傾斜, 地すべり  | ○急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕<br>(待受擁壁と斜面との間に堆積した土砂の除去, 草刈・伐木作業, 水路の堆積物の除去, 急傾斜地崩壊危険区域標識の補修や更新) | 平成20年4月                      | 建設部維持管理課<br>電話:0829-30-9192 |
|          | その他 | 80             | 旅券に関する事務   | ○旅券に関する事務<br>(一般旅券の申請受理及び交付) | 平成19年6月                     |